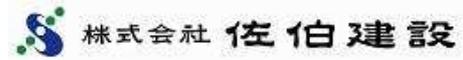


令和 3年 6月 21日

取引先企業 各位



代表取締役社長 川崎 栄一

作業所における「4週6閉所」導入に向けて（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、平成31年4月1日に働き方改革関連法が施行され、「時間外労働の上限規制（原則月45時間、年360時間、臨時的な特別な事情がある場合、年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間）」が導入されました。建設事業においては、法施行5年後の令和6年3月31日まで適用が猶予されていますが、残すところ3年をきり、その対応に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

また、国土交通省においては、建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させるため、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における施策をまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を展開し、建設業が魅力的な産業として将来にわたって担い手を確保できるよう業界全体で取り組みが進められています。

このような状況から、弊社では、昨年度、作業所における「4週6閉所」の導入をモデル現場で試行しました。さらに全社を対象に実施した作業所閉所調査の結果を踏まえ、今後3か年度の取り組みとして、原則すべての作業所において「4週6閉所」導入を推進してまいります。

つきましては、弊社の取り組みにご理解とご協力を賜りますとともに、再下請先様にも周知をお願い申し上げます。

謹白

記

【弊社の取り組み】

- ① 原則すべての作業所において、4週6閉所（以上）を前提とした工期設定に努めます。
- ② 生産性向上に向けたIT、ICTの活用や、現場における作業事務効率化などの業務改善に努めます。
- ③ 建設業法等関係令や建設業法令ガイドラインを遵守し、より一層の下請取引適正化と改善に努めます。
- ④ 働き方改革の推進にあたっては、取引先企業のみならず、みなさまとの共存共栄の関係を基本に、コミュニケーションを図りながら取り組みます。

【担当窓口】

株式会社佐伯建設 安全品質環境部 澤田、経営企画室 相良 TEL097-536-1530(代)